

# ことばの解説

歳入（一般会計）

平成26年4月1日更新

| 項目          | 内容  |
|-------------|---|
| 市税          | 市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等、市民のみなさんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。   |
| 地方譲与税       | 下松市では、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）、特別とん譲与税からなります。自動車重量税等の国税の一部について、人口、市道の延長・面積、外国貿易に従事する船舶の純トン数等に応じて国から譲与されるものです。   |
| 利子割交付金      | 預金利子等に対する税のうち5%が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるものです。   |
| 配当割交付金      | 株式の配当等に対する税のうち5%が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるものです。  |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 株式等譲渡所得課税のうち5%が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるものです。  |
| 地方消費税交付金    | 消費税のうち1.7%が地方分として徴収されており、うち2分の1が国勢調査人口や事業所統計による従業者数に応じて県から交付されるものです。  |
| ゴルフ場利用税交付金  | ゴルフ場所在市町村に対して、ゴルフ場利用税の70%が県から交付されるものです。   |
| 自動車取得税交付金   | 自動車取得税の95%のうち70%が市道の延長・面積に応じて県から交付されるものです。  |
| 地方特例交付金     | 恒久的な減税に伴う地方税の減収額の補てんのために、税制の見直し等が行われるまで交付されるものです。現在、児童手当及び子ども手当特例交付金、住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金、自動車取得税交付金減収補てん特例交付金があります。   |
| 地方交付税       | 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合の額について、地方公共団体間の不均衡を是正し、一定の行政水準を維持するために交付されるものです。地方交付税には、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合に差額分（財源不足額）が交付される普通交付税と、災害等の特別な事情に応じて交付される特別交付税があります。 |
| 交通安全対策特別交付金 | 交通違反による反則金の一部について、交通事故件数、人口、道路の延長に基づいて交付されるものです。  |
| 分担金及び負担金    | 市が行う事業により収益を受けている人や団体から納めていただくものです。   |
| 使用料及び手数料    | 使用料：公共施設の利用料、公営住宅の家賃等があります。<br>手数料：戸籍、住民票等の証明手数料等があります。   |
| 国庫支出金       | 市町村が特定の行政を執行するために国から交付されるもので、①国庫負担金、②国庫補助金、③委託金に分けられています。   |
| 県支出金        | 市町村が特定の行政を執行するために県から交付されるもので、①県の施策として交付されるもの、②県が国から交付される国庫支出金をそのまま交付されるもの、又は県の財源の一部を加えて交付されるものに分けられています。  |
| 財産収入        | 市が所有する土地や建物等の売払収入、預金利子収入等です。  |

| 項 目 | 内 容                                     |
|-----|---|
| 寄附金 | 市民のみなさんや団体からの寄附による収入です。                 |
| 繰入金 | 他の会計からの繰入れによる収入、基金の取崩し等による収入です。         |
| 繰越金 | 前年度の残金を次年度に繰越したものです。                    |
| 諸収入 | 貸付金元利収入、雑入等の収入です。                       |
| 市債  | 都道府県知事の同意、又は許可を得た後に政府、銀行等からの借入れによる収入です。 |

## 歳出（一般会計）

【目的別】市が行う事業の目的ごとに分類したものです。

| 目的別項目  | 内 容  |
|--------|--|
| 議会費    | 市議会の運営や議員の報酬に要する経費です。                        |
| 総務費    | 人事、庁舎の維持管理、広報誌の発行、税金の徴収、選挙等に要する経費です。         |
| 民生費    | 児童、高齢者、心身障害者のための福祉施設の整備や運営、生活保護等に要する経費です。    |
| 衛生費    | 保健センターや休日診療所の運営、し尿やごみ等の一般廃棄物の収集、処理等に要する経費です。 |
| 労働費    | 労働者支援に要する経費です。                               |
| 農林水産業費 | 農林水産業の振興、農道や市有林の整備等に要する経費です。                 |
| 商工費    | 企業誘致や商工業の振興、観光啓発等に要する経費です。                   |
| 土木費    | 道路、橋、河川、都市公園、市営住宅の整備や維持管理等に要する経費です。          |
| 消防費    | 消防車等の購入、消防・救急活動等に要する経費です。                    |
| 教育費    | 小・中学校の運営や維持管理、公民館活動等の社会教育等に要する経費です。          |
| 災害復旧費  | 災害により被害を受けた施設の復旧等に要する経費です。                   |
| 公債費    | 借入金の元金、利子等の支払いに要する経費です。                      |
| 諸支出金   | 公有財産の購入等に要する経費です。                            |
| 予備費    | 急を要するときのための予備的な経費で、他の予算に充てて使用する経費です。         |

【性質別】市が支出する経費の性質ごとに分類したものです。

| 性質別項目   | 内 容                                       |
|---------|---|
| 人件費     | 職員の給与や退職金、議員や委員の報酬等に要する経費です。              |
| 物件費     | 消費的性質の経費で、主に賃金、旅費、需用費、特定の事業の委託等に要する経費です。  |
| 維持補修費   | 市が管理する施設の維持や補修に要する経費です。                   |
| 扶助費     | 児童、高齢者、生活困窮者の方を援助等に要する経費です。               |
| 補助費等    | 各種団体に対する補助、一部事務組合への負担金、保険料等に要する経費です。      |
| 普通建設事業費 | 道路の新設・改良、学校校舎の新築・増改築等の建設事業等に要する経費です。      |
| 災害復旧事業費 | 災害により被害を受けた施設の復旧等に要する経費です。                |
| 公債費     | 借入金の元金、利子等の支払いに要する経費です。                   |
| 積立金     | 財産の維持、又は資金を積み立てるために設立された基金等への積立てに要する経費です。 |

| 性質別項目   | 内 容                                  |
|---------|--------------------------------------|
| 投資及び出資金 | 法人等への出捐、出資等に要する経費です。                 |
| 貸付金     | 法人等への貸付に要する経費です。                     |
| 繰出金     | 一般会計、特別会計、公営企業会計の相互間に対して支出される経費です。   |
| 予備費     | 急を要するときのための予備的な経費で、他の予算に充てて使用する経費です。 |

## その他

| 項 目    | 内 容  |
|--------|--|
| 一般会計   | 特別会計に属さないもので、市税、地方交付税等の収入、道路や公園の整備、学校建設、福祉事業、ごみ処理等の支出等の一般的な財政を経理する会計です。  |
| 特別会計   | 特定の収入をもって特定の事業を行う場合に、一般会計から切り離して独立した経理を行うための会計です。下松市では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計（老人保健特別会計は、平成 22 年度で廃止。）、国民宿舎特別会計があります。 |
| 普通会計   | 地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上で統一的に用いられている会計区分で、公営事業会計（特別会計に属するべき事業）を除いた会計をいいます。  |
| 公営企業会計 | 地方公共団体が営む上下水道事業等の企業部門が行う会計で、企業会計に則って行われています。   |
| 自主財源   | 国や県に依存せずに自主的に収入のある財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入等があります。   |
| 依存財源   | 国や県を経由し、国や県の意思決定に基づいて収入のある財源で、地方交付税、地方譲与税、各種交付金、国庫支出金、県支出金、市債等があります。   |
| 一般財源   | 使途に制限が無く支出できる財源で、市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等があります。   |
| 特定財源   | 特定の目的についてのみ支出できる財源で、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、市債（減税補てん債、臨時財政対策債を除く。）等があります。   |
| 義務的経費  | 支出が義務的で任意に削減できない経費で、人件費、扶助費及び公債費が義務的経費とされています。歳出全体に占める割合が高いほど、財政が硬直しているといえます。  |
| 投資的経費  | 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備を行うための経費で、固定的な資本の形成に向けられる普通建設事業費、災害の復旧を行う災害復旧事業費が投資的経費とされています。   |
| 形式収支   | 歳入決算総額と歳出決算総額の差額をいいます。<br><br>【 形式収支 = 歳入決算総額 - 歳出決算総額 】   |
| 実質収支   | 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもので、地方公共団体の純剰余、純損失を示しています。<br><br>【 実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源 】   |

| 項 目            | 内 容  |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
|----------------|--|-------------|-------------|----------|--|----|----|----------------|----|------------|-------------|----|-------------|----------|
| 単年度収支          | <p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度（単年度）の収入と支出の差額を示します。</p> <p>【 単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支 】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">前年度の実質収支</th> </tr> <tr> <th>黒字</th> <th>赤字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">当該年度の<br/>単年度収支</td> <td>黒字</td> <td>新たな剰余金が生じた</td> <td>過去の赤字が解消された</td> </tr> <tr> <td>赤字</td> <td>過去の剰余金を使用した</td> <td>赤字額が増加した</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分         |             | 前年度の実質収支 |  | 黒字 | 赤字 | 当該年度の<br>単年度収支 | 黒字 | 新たな剰余金が生じた | 過去の赤字が解消された | 赤字 | 過去の剰余金を使用した | 赤字額が増加した |
| 区 分            |  |             |             | 前年度の実質収支 |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
|                |  | 黒字          | 赤字          |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 当該年度の<br>単年度収支 | 黒字   | 新たな剰余金が生じた  | 過去の赤字が解消された |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
|                | 赤字   | 過去の剰余金を使用した | 赤字額が増加した    |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 実質単年度収支        | <p>単年度収支に当該年度の黒字要素（財政調整基金への積立て、後年度債務の繰上げ償還）と赤字要素（財政調整基金の取崩し）を加減したもので、当該年度（単年度）の実質的な収支を示しています。</p> <p>【 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額<br/>+ 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額 】</p>  |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 基準財政需要額        | <p>地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行うため、施設を維持するため等の財政需要を算定したもので、普通交付税の算定に用いられています。平成 19 年度からは、地方交付税の算定方法の簡素化と地方交付税額の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした新型交付税が一部導入されています。</p> <p>【 基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位費用……測定単位（例：市道 1 メートル）当たりの費用をいいます。</li> <li>・測定単位……地方公共団体における状況（人口・面積等）をいいます。</li> <li>・補正係数……寒冷降雪の状況等に応じた係数をいいます。</li> </ul>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 基準財政収入額        | <p>地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したもので、普通交付税の算定に用いられています。</p>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 臨時財政対策債        | <p>国が地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体が発行できる地方債をいいます。</p>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 標準税収入額         | <p>標準的な状態で収入が見込まれる税収の理論値を示すものです。</p>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 標準財政規模         | <p>標準的な状態で収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。</p>  |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 健全化判断比率        | <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。健全化判断比率のいずれかが一定基準以上になった場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。</p>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 実質赤字比率         | <p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。</p>  |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 連結実質赤字比率       | <p>全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。</p>  |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |
| 実質公債費比率        | <p>使途が特定されていない経常的に収入のある財源（地方税、普通交付税等）のうち、公債費や公債費に準ずるもの（公営企業債に対する繰出金等）を含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当された財源の割合です。</p>   |             |             |          |  |    |    |                |    |            |             |    |             |          |

| 項 目            | 内 容   |
|----------------|---|
| 将来負担比率         | <p>公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。</p>   |
| 財政力指数          | <p>地方公共団体の財政力の強弱を示すものです。1 以上の場合は、財政力が強く、財政運営の自主性が高いことを示しており、財政力指数が1 未満の場合は、1 に近いほど財政力が強く、財源に余裕があることを示しています。</p> <p>【 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 】</p>        |
| 経常収支比率         | <p>使途が特定されていない経常的に収入のある財源（地方税、普通交付税等）のうち、経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費関連経費等）に充当される割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標です。</p> <p>【 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100 】</p> |
| 債務負担行為         | <p>予算は単一年度で完結するのが原則ですが、例外として将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することをいいます。</p>  |
| 基金             | <p>特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産をいいます。</p>  |
| 骨格予算、<br>肉付け予算 | <p>市長選挙の実施等で政策的な判断ができてにくい等の事由から、政策的経費等の計上を避けて義務的経費等の必要最小限度の経費を計上して編成した予算を慣用的に骨格予算と呼んでいます。これらの事由が解消した後、政策的経費や新規事業等を加える補正予算を肉付け予算と呼んでいます。</p>                 |